



山形県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年2月10日

山形県後期高齢者医療広域連合長

市川昭男

## 山形県後期高齢者医療広域連合条例第1号

山形県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

山形県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例(平成19年形広連条例第22号)の一部を次のように改正する。

第10条中「平成24年度及び平成25年度」を「平成26年度及び平成27年度」に、「0.0752」を「0.0784」に改める。

第11条中「平成24年度及び平成25年度」を「平成26年度及び平成27年度」に改める。

第12条中「55万円」を「57万円」に改める。

第16条第1項第2号中「(当該世帯主を除く。)」を削り、同条同項第3号中「35万円」を「45万円」に改める。

附則に次の3条を加える。

(平成26年度における保険料の賦課総額の算定の特例)

第23条 平成26年度における保険料の賦課総額の算定について第14条の規定を適用する場合においては、同条中「第16条又は第17条」とあるのは、「第16条若しくは第17条又は附則第24条若しくは附則第25条」とする。

(平成26年度における被扶養者であった被保険者に係る保険料の賦課の特例)

第24条 平成26年度における被扶養者であった被保険者に係る保険料の減額について第17条の規定を適用する場合においては、同条第1項中「被保険者(前条第1項第1号から第2号までの規定による減額がされない被保険者に限る。)」について、法第52条各号のいずれかに該当するに至った日の属する月以後2年を経過する月までの間に限り、当該被扶養者であった被保険者」とあるのは「被保険者」と、「10分の5」とあるのは「10分の9」とする。

(平成26年度における所得の少ない者に係る保険料の賦課額の特例)

第25条 平成26年度における所得の少ない者に係る保険料の減額について第16条第1項第1号の規定を適用する場合においては、同号中「10分の7」とあるのは、「20分の17」とする。

2 前項の規定は、平成26年度における所得の少ない者に係る保険料の減額について第16条第1項第1号の2の規定を適用する場合においては、適用しない。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、平成26年4月1日から適用する。

(適用区分)

- 2 この条例による改正後の山形県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の規定は、平成26年度以降の年度分の後期高齢者医療保険料について適用し、平成25年度分までの後期高齢者医療保険料については、なお従前の例による。